

相続タイムスケジュール

手続き

参考事項

被相続人の死亡



7日



14日



3ヶ月



4ヶ月



10ヶ月



- 死亡診断書取得・死亡届の提出
- 火葬・埋葬許可証取得
- 葬儀準備～葬儀
- 取引金融機関への死亡届

- 世帯主変更届の提出（世帯主死亡の場合）
- 国民年金に係る手続き
- 国保・医療保険等に係る手続
- 生命保険金等の請求

- 法定相続人の調査・確認
- 遺言書の有無の確認、開封、検認
- 相続人の確定
- 被相続人の財産・債務の調査・把握
- **相続放棄・限定承認の申述**（必要な場合）

- **所得税の申告と納付**（準確定申告）

- 財産・債務の綿密な調査
- 財産・債務の評価・鑑定
- 遺産分割協議書の作成
- 相続税申告書の作成
- **相続税の申告と納付**
- 財産・債務の登記・名義変更

- **遺留分減殺請求**（1年以内）
- 葬祭費の請求（2年以内）
- 埋葬料の請求（2年以内）
- 生命保険の受取（原則2年以内）

- 死亡後7日以内に死亡診断書を添付して市区町村に提出
- 死亡診断書は生命保険金の請求等に必要のため、必要な数通の取得をお勧めします
- 葬儀にかかった費用の整理（領収書・支払メモ等）
- 死亡後お金の動きは詳細に記録しておいた方が後々便利です

- 変更後14日以内に市区町村に提出
- 年金事務所に手続き詳細を確認
- 市区町村に手続き詳細を確認
- 生命保険会社へ必要な手続きを要確認

- 被相続人の出生～最後の謄本にて法定相続人を確認する
- 遺言書があれば、開封せず、家庭裁判所に「遺言書検認申立書」を提出（公正証書遺言を除く）
- 財産・債務の調査をし、家庭裁判所への申述への必要性を決定（連帯保証の有無も要確認）※3ヶ月以内

- 被相続人の死亡した日までの所得について必要があれば、4ヶ月以内に申告・納付する

- 残高証明書等及び財産・債務の評価並びに相続税の申告に必要な書類の準備
- 相続人全員の実印押印及び印鑑証明書の添付（必要部数作成）
- 被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署へ申告（納付方法については、連帯納付・延納・物納の規定がある）
- 金融機関等・有価証券の名義変更、不動産相続登記

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方
- 健康保険の被保険者の方
- 保険約款で定められている場合その年数

参考 被相続人が個人事業を営んでおり、相続人がその事業を承継した場合等に必要な税務手続き（消費税は除く）

- 個人事業の廃業届出書の提出
- 個人事業の開業届出書の提出
- 青色申告承認申請書の提出①
- 青色申告承認申請書の提出②
- 被相続人が事業を営んでいた場合には、被相続人の所轄税務署へ死亡後1月以内に提出が必要
- 被相続人の事業を承継した場合には、承継した相続人の所轄税務署へ死亡後1月以内に提出が必要
- 被相続人の事業を相続人が承継した場合で被相続人が白色申告者であった場合は2ヶ月以内の提出が必要
- 被相続人の事業を相続人が承継した場合で被相続人が青色申告者であった場合は4ヶ月以内の提出が必要

上記以外にも、被相続人の方の遺産・経歴等によっては様々な手続きが必要になってきます。
色々な角度から必要な手続きを考慮して行って下さい。